

「理容所を開設される皆様」へ

令和5年12月13日現在

〈理容所を開設する場合〉（理容師法第11条及び第11条の2）

理容所を開設しようとする者は、理容所の位置、構造設備、管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項を、あらかじめ開設しようとする理容所の所在地を管轄する保健所に届け出て、検査及び確認を受けなければなりません。

〈開設の届出〉

○届出先【豊中市内で理容所を開設しようとする場合】

届出窓口：豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

（〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 豊中市保健所）

受付時間：平日（月曜～金曜）午前9時から午後5時15分*

（※手数料手続きの関係上、できるだけ午後4時30分までにお越しください。）

届出時期：少なくとも営業開始予定日の1週間前までをお願いします。

○届出書類および必要な書類について

届出書類	届出書様式	提出部数
理容所開設届出書 （平面図・付近見取り図の記載欄は別添可）	様式第1号	正本1通 副本1通
必要な書類		備考
開設者が法人の場合、登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの）		コピー可
従事する理容師全員の理容師免許証 （氏名が変更になっている場合は、そのことを証する書類（戸籍抄本等、コピー可）もあわせてご持参ください。）		コピー可
従事する理容師全員の診断書（結核、皮膚疾患の有無に関する診断書） （診断日より1か月以内のもの）		コピー不可
従事する理容師が2名以上の場合の理容所については、そのうち1名が管理理容師 ^{※1} であることを証する書類		コピー可
美容所と重複開設する場合 ^{※2} 、従業者全員の美容師免許証		コピー可
開設者が外国人である場合、住民票の写し（国籍等を記載したもの）		コピー不可

※1 管理理容師は他の理容所で管理理容師として兼任することは出来ません。

※2 重複開設する場合、美容所開設届出書も必要です。（要手数料）

○手数料（現金でご用意ください）

- 新規開設 : 16,000円

〈使用前検査の確認事項〉

(1) 常に清潔に保つための措置

- ① 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- ② 洗場は、流水装置とすること。
- ③ 蓋付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(2) 消毒設備

次の区分に応じた消毒設備を設けること。

- ① かみそり（頭髪用を除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いがあるものを消毒するための設備（次のア～ウのいずれか）
 - ア. 沸騰後2分以上煮沸するための設備
 - イ. エタノール水溶液（濃度：76.9～81.4%）に10分間以上浸すための設備
 - ウ. 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（濃度：0.1%以上）に10分間以上浸すための設備
- ② ①以外の器具を消毒するための設備（ア～クのいずれか）
 - ア. 85 $\mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を20分間以上照射するための設備
 - イ. 沸騰後2分以上煮沸するための設備
 - ウ. 80℃以上の湿熱に10分間以上触れさせるための設備
 - エ. エタノール水溶液（濃度：76.9～81.4%）に10分間浸すか、又はエタノール水溶液を含ませた綿・ガーゼで器具表面を拭くための設備
 - オ. 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.01%以上）に10分間以上浸すための設備
 - カ. 逆性石けん水溶液（0.1%以上）に10分間以上浸すための設備
 - キ. グルコン酸クロルヘキシジン水溶液（0.05%以上）に10分間以上浸すための設備
 - ク. 両性界面活性剤水溶液（0.1%以上）に10分間以上浸すための設備

(3) 採光、照明及び換気を十分にするための装置

- ① 採光及び照明⇒理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度が100ルクス以上を確保できる設備を有すること。
- ② 換気⇒理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つことができる施設構造であること。

(4) その他市長が定める衛生上必要な措置

- ① 理容所と住居その他の施設とを区分すること。
- ② 理容所には待合所を設け、作業場と区分すること。
- ③ 理容所の作業場及び待合所の面積の合計は、理容を行うときに使用するいすが3脚以下である場合にあっては13平方メートル以上とし、いすが3脚を超える場合にあっては、13平方メートルに3脚を超えるいす1脚ごとに3.3平方メートルを加えた数値以上であること。
- ④ 理容所と美容所を同一施設内において開設するときは、当該理容所における作業場及び待合所と当該美容所におけるこれらに相当する施設とを区分すること（重複開設の場合は除く）。
- ⑤ 皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するために必要な設備を設けること。
- ⑥ 外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備すること。

〈その他〉

- ・検査日から開設者に確認済証を交付するまでの期間は概ね14日間です。

お問い合わせ先

豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1

電話：06-6152-7321 FAX：06-6152-7328